

経済産業省

20220106 貿局第1号
輸出注意事項2022第1号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する通達を次のように制定する。

令和4年1月17日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和4年7月1日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 案	現 行
<p>1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(8) (略) <u>(9) 上記(2)及び(3)の規定にかかわらず、令和4年7月1日以降は、</u> <u>「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年</u> <u>3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15</u> <u>号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより、電子情報処理組織を</u> <u>使用して行う特定手続等(以下「電子申請」という。)により行わなければな</u> <u>らない(電子申請に対応していない手続を除く。)。ただし、電気通信回線の</u> <u>故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であ</u> <u>ると安全保障貿易審査課が認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(8) (略) (新設)</p>

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 案	現 行
<p>I. (略)</p> <p><u>I-2. 電子申請</u></p> <p><u>下記II. 及びIII. の規定にかかわらず、令和4年7月1日以降は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等（以下「電子申請」という。）により行う必要があります（電子申請に対応していない手続を除く。）。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易審査課が認める場合は、この限りではありません。</u></p> <p>II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 注意事項</p> <p>(1) 最終用途誓約書について</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>需要者等の誓約書については、当該誓約書の写し及び別記1（ナ）の原本証明書を各1通提出してください。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>III. 許可後の手続き</p>	<p>I. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 注意事項</p> <p>(1) 最終用途誓約書について</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>需要者等の誓約書については、当該誓約書原本及び写しを各1通提出してください。内容確認後、原本は返却します。</u></p> <p><u>なお、別記1（ナ）の証明書を併せて提出する場合には、原本を提出せずに写しのみの提出をもってこれに代えることができます。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>III. 許可後の手続き</p>

1. 貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続

(1) 提出書類

①・② (略)

③提出書類一覧

(イ) (略)

(ロ) 需要者等から相談者（原許可の誓約書に記載された事前同意対象となっている者）への再輸出・再販売等に関する事前同意相談要請書 の写し1通（別記5参照）

(ハ)～(ヘ) (略)

(ト) 再輸出・再販売等の相手方の誓約書（別記1の(カ)の内容のもの）の写し1通

(注1) (略)

(注2) (ロ)の事前同意相談要請書及び(ト)の誓約書の写しについては、別記1(ナ)の原本証明書(1通)を提出ください。

(注3)～(注11) (略)

(2) 注意事項

① 事前同意相談の結果については、経済産業省で必要事項を記載した事前同意相談書により、回答します。

②～⑥ (略)

2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き

(1) (略)

(2) 提出書類

① (略)

② 最終需要者からの提供技術により製造した製品の輸出、販売の事前同意相

1. 貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続

(1) 提出書類

①・② (略)

③ 提出書類一覧

(イ) (略)

(ロ) 需要者等から相談者（原許可の誓約書に記載された事前同意対象となっている者）への再輸出・再販売等に関する事前同意相談要請書 原本1通、写し1通（別記5参照）

(ハ)～(ヘ) (略)

(ト) 再輸出・再販売等の相手方の誓約書（別記1の(カ)の内容のもの）原本1通、写し1通

(注1) (略)

(注2) (ロ)の事前同意相談要請書及び(ト)の誓約書について、原本は内容確認後、返却します。また、原本を提出せずに写しを提出する場合は、写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書(1通)を提出ください。（別記1(ナ)参照）

(注3)～(注11) (略)

(2) 注意事項

① 事前同意相談の結果については、経済産業省で必要事項を記載した事前同意相談書により、回答します。(通常はFAXにて返信しますので、事前同意相談書のFAX番号を正しく記載してください。)

②～⑥ (略)

2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き

(1) (略)

(2) 提出書類

① (略)

② 最終需要者からの提供技術により製造した製品の輸出、販売の事前同意

談要請書の写し1通（別記5参照）

③～⑤（略）

⑥ 当該製品の輸出先又は販売先の誓約書（別記1の（カ）の内容のもの）
の写し1通

（注1）（略）

（注2）②の事前同意相談要請書及び⑥の誓約書については、別記1（ナ）
の原本証明書（1通）を提出ください。

（注3）～（注9）（略）

（3）注意事項

① 事前同意相談の結果については、経済産業省で必要事項を記載した事前
同意相談書により、回答します。

②～⑥（略）

3. 誓約書の変更に関する事前同意手続

（略）

（1）提出書類

①～④（略）

⑤ 需要者等の誓約書（別記1の（カ）の内容のもの）の写し1通

（注1）（略）

（注2）⑤の誓約書については、別記1（ナ）の原本証明書（1通）を提出
してください。

（注3）～（注7）（略）

（2）注意事項

① 事前同意相談の結果については、経済産業省で必要事項を記載した事前

相談要請書原本1通、写し1通（別記5参照）

③～⑤（略）

⑥ 当該製品の輸出先又は販売先の誓約書（別記1の（カ）の内容のもの）
原本1通、写し1通

（注1）（略）

（注2）②の事前同意相談要請書及び⑥の誓約書について、原本は内容確認
後、返却します。また、原本を提出せずに写しを提出する場合は、写し
が原本と相違ない旨を誓約した証明書（1通）を提出ください。（別記
1（ナ）参照）

（注3）～（注9）（略）

（3）注意事項

① 事前同意相談の結果については、経済産業省で必要事項を記載した事前
同意相談書により、回答します。（通常はFAXにて返信しますので事前
同意相談書のFAX番号を正しく記載してください。）

②～⑥（略）

3. 誓約書の変更に関する事前同意手続

（略）

（1）提出書類

①～④（略）

⑤ 需要者等の誓約書（別記1の（カ）の内容のもの）原本1通、写し1
通

（注1）（略）

（注2）⑤の誓約書について、原本は内容確認後、返却します。また、原本
を提出せずに写しを提出する場合は、写しが原本と相違ない旨を誓約し
た証明書（1通）を提出してください。（別記1（ナ）参照）

（注3）～（注7）（略）

（2）注意事項

① 事前同意相談の結果については、経済産業省で必要事項を記載した事前

<p>同意相談書により、回答します。</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>4.（略）</p> <p>IV.（略）</p> <p>V. 申請書及び添付書類の郵送による提出等</p> <p><u>上記 I - 2. の規定のとおり、令和4年7月1日以降は、電子申請により行うものとしませんが、当該規定ただし書に該当する場合に限り、次の規定により窓口への書類の提出又は郵送による提出をすることができますので、電子申請ができない特段の事情がある場合は、安全保障貿易審査課へご相談ください。</u></p> <p>1.（略）</p> <p>2. 郵送に際しての留意事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 郵送する際は、許可申請書類の他以下を必ず同封してください。（4（1）の場合を除く。）</p> <p>① 許可証返信用封筒（申請者の郵便番号、住所及び氏名（当該申請者が法人の場合にあつては、郵便番号、住所、法人名並びに担当者の所属部署名及び氏名）を記載し、許可証を簡易書留により郵送するために必要な額に相当する郵便切手が貼付されたものに限る。）</p> <p>（注）事前同意相談の場合には、<u>回答はメールにて返信しますので不要です。</u></p> <p>②・③（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>3. ～6.（略）</p> <p>別表1～別表3（略）</p> <p>別表4 提出書類一覧</p>	<p>同意相談書により、回答します。<u>（通常はFAXにて返信しますので、事前同意相談書のFAX番号を正しく記載してください。）</u></p> <p>②～⑤（略）</p> <p>4.（略）</p> <p>IV.（略）</p> <p>V. 申請書及び添付書類の郵送による提出等</p> <p><u>許可申請、事前同意相談、許可条件の履行報告等にあたっては、窓口への書類の提出、電子申請の他、郵送による提出をすることができます。</u></p> <p><u>（注：電子申請とは、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところによる申請をいう。）</u></p> <p>1.（略）</p> <p>2. 郵送に際しての留意事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 郵送する際は、許可申請書類の他以下を必ず同封してください。（4（1）の場合を除く。）</p> <p>① 許可証返信用封筒（申請者の郵便番号、住所及び氏名（当該申請者が法人の場合にあつては、郵便番号、住所、法人名並びに担当者の所属部署名及び氏名）を記載し、許可証を簡易書留により郵送するために必要な額に相当する郵便切手が貼付されたものに限る。）</p> <p>（注）事前同意相談の場合には、<u>回答は通常FAXにて返信しますので不要です。</u></p> <p>②・③（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>3. ～6.（略）</p> <p>別表1～別表3（略）</p> <p>別表4 提出書類一覧</p>
--	--

1. 注意事項

(1)～(5) (略)

(6) 輸出許可申請書、役務取引許可申請書及び輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書は、電子申請の場合は提出の必要はない。

2. 【貨物（別表1に対応）】

提出書類A

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)

注1：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」及び「り地域」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注2・注3 (略)

提出書類B1

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)

注 (略)

提出書類B2

番号	提出書類	通数	注意事項及び

1. 注意事項

(1)～(5) (略)

(新設)

2. 【貨物（別表1に対応）】

提出書類A

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)

注1：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びFAX番号を記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」及び「り地域」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注2・注3 (略)

提出書類B1

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)

注 (略)

提出書類B2

番号	提出書類	通数	注意事項及び

号			記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
(略)			
⑦	需要者等の誓約書(輸入者の誓約書。最終需要者が未定の場合に限る。)の写し	1通	別記1(カ)様式 3

提出書類C

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
(略)			
⑦	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1(カ)様式 2又は3

注1～注4 (略)

提出書類D1

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
(略)			
⑦	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1(カ)様式 2又は3
(略)			

注1・注2 (略)

提出書類D2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
----	------	----	------------

号			記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
(略)			
⑦	需要者等の誓約書(輸入者の誓約書。最終需要者が未定の場合に限る。)	1通	別記1(カ)様式 3

提出書類C

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
(略)			
⑦	需要者等の誓約書	1通	別記1(カ)様式 2又は3

注1～注4 (略)

提出書類D1

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
(略)			
⑦	需要者等の誓約書	1通	別記1(カ)様式 2又は3
(略)			

注1・注2 (略)

提出書類D2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
----	------	----	------------

(略)			
⑦	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1(カ)様式4

注(略)

提出書類D3

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
⑦	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1(カ)様式4

注1・注2(略)

提出書類D4

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
⑦	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1(カ)様式4
⑩	化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する証明書の写し	1通	別記1(ス)

注(略)

提出書類D5

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1(イ)
(略)			
⑦	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1(カ)様式2又は3

(略)			
⑦	需要者等の誓約書	1通	別記1(カ)様式4

注(略)

提出書類D3

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
⑦	需要者等の誓約書	1通	別記1(カ)様式4

注1・注2(略)

提出書類D4

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
⑦	需要者等の誓約書	1通	別記1(カ)様式4
⑩	化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する証明書の原本	1通	別記1(ス)

注(略)

提出書類D5

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1(イ)
(略)			
⑦	需要者等の誓約書	1通	別記1(カ)様式2又は3

(略)

注 (略)

提出書類D 6

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
(略)			
⑧	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1 (カ) 様式2又は3

注 (略)

提出書類E 1 (略)

提出書類E 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
(略)			

注1・注2 (略)

提出書類F

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
(略)			
⑦	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1 (カ) 様式2
⑧	輸入者の誓約書の写し	1通	別記1 (セ)

(略)

注 (略)

提出書類D 6

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
(略)			
⑧	需要者等の誓約書	1通	別記1 (カ) 様式2又は3

注 (略)

提出書類E 1 (略)

提出書類E 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
(略)			

注1・注2 (略)

提出書類F

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
(略)			
⑦	最終需要者の誓約書	1通	別記1 (カ) 様式2
⑧	輸入者の誓約書	1通	別記1 (セ)

(略)

3. 【技術（別表2に対応）】

提出書類 T A

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)

注 (略)

提出書類 T B 1

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
(略)			

提出書類 T B 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
(略)			
⑧	需要者等の誓約書（取引の相手方の誓約書。利用者が未定の場合に限る。）の写し	1通	別記1 (カ) 様式3

提出書類 T C

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
(略)			

(略)

3. 【技術（別表2に対応）】

提出書類 T A

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)

注 (略)

提出書類 T B 1

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
(略)			

提出書類 T B 2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
(略)			
⑧	需要者等の誓約書（取引の相手方の誓約書。利用者が未定の場合に限る。）	1通	別記1 (カ) 様式3

提出書類 T C

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
(略)			

⑧	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1 (カ) 様式2又は3
---	-------------	----	-------------------

注(略)

提出書類TD1

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
----	------	----	------------

(略)

③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
---	---------	----	---------

(略)

⑧	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1 (カ) 様式2又は3
---	-------------	----	-------------------

(略)

提出書類TD2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
----	------	----	------------

(略)

③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
---	---------	----	---------

(略)

⑧	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1(カ)様式4
---	-------------	----	-----------

(略)

提出書類TD3

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
----	------	----	------------

(略)

③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
---	---------	----	---------

(略)

⑧	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1(カ)様式
---	-------------	----	----------

⑧	需要者等の誓約書	1通	別記1 (カ) 様式2又は3
---	----------	----	-------------------

注(略)

提出書類TD1

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
----	------	----	------------

(略)

③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
---	------------	-----	---------

(略)

⑧	需要者等の誓約書	1通	別記1 (カ) 様式2又は3
---	----------	----	-------------------

(略)

提出書類TD2

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
----	------	----	------------

(略)

③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
---	------------	-----	---------

(略)

⑧	需要者等の誓約書	1通	別記1(カ)様式4
---	----------	----	-----------

(略)

提出書類TD3

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
----	------	----	------------

(略)

③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
---	------------	-----	---------

(略)

⑧	需要者等の誓約書	1通	別記1(カ)様式
---	----------	----	----------

			4
(略)			
注 (略)			
提出書類 T D 4			
番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
(略)			
⑧	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1 (カ) 様式2又は3
(略)			

提出書類 T E

【武器のクレーム提供】

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
⑦	利用者及び取引の相手方の誓約書の写し	各1通	別記1 (キ)
(略)			

注1・注2 (略)

(略)

別表5・別表6 (略)

別記1 提出書類の記載要領

(ア) 輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書

運用通達、役務通達の規定中、「輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書」とあるものについては、様式1の明細書を用いるものとする。

			4
(略)			
注 (略)			
提出書類 T D 4			
番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
③	契約書等及びその写し	各1通	別記1 (イ)
(略)			
⑧	需要者等の誓約書	1通	別記1 (カ) 様式2又は3
(略)			

提出書類 T E

【武器のクレーム提供】

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
(略)			
⑦	利用者及び取引の相手方の誓約書	各1通	別記1 (キ)
(略)			

注1・注2 (略)

(略)

別表5・別表6 (略)

別記1 提出書類の記載要領

(ア) 輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書

運用通達、役務通達の規定中、「輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書」とあるものについては、様式1の明細書を用いるものとする。

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「担当者」の欄 当該輸出許可申請又は輸出許可・承認申請を担当している者の氏名、所属部署名、電話番号、<u>メールアドレス</u>を正確に記載する。</p> <p>(4) ～ (11) (略)</p> <p>(イ) <u>契約書等の写し及び(ナ)の原本証明書</u> 輸出者から最終需要者までの一連の<u>契約書等(許可申請時に最終需要者が確定していない場合は、輸入者等までの契約書等)</u>の写しを提出すること。 なお、輸入者から最終需要者に至る一連の<u>契約書等(価格が判別できないものも含む。)</u>については、<u>原本証明書は不要とする。</u></p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(ウ) ～ (オ) (略)</p> <p>(カ) <u>需要者等の誓約書の写し</u> (a) ・ (b) (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) 最終需要者の誓約書の写しについては、<u>(ナ)の原本証明書(1通)</u>を提出してください。</p> <p>(削る)</p> <p>(注4) (略)</p> <p>(キ) ～ (シ) (略)</p> <p>(ス) 化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する<u>証明書の写し</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「担当者」の欄 当該輸出許可申請又は輸出許可・承認申請を担当している者の氏名、所属部署名、電話番号、<u>FAX番号</u>を正確に記載する。</p> <p>(4) ～ (11) (略)</p> <p>(イ) <u>契約書等及びその写し</u> 輸出者から最終需要者までの一連の<u>契約書等及びその写し</u>を提出すること。 ただし、輸入者から最終需要者に至る一連の<u>契約書等については、写し(価格が判別できないものも含む。)</u>のみの提出でも構わない。 なお、許可申請時に最終需要者が確定していない場合は、輸入者等までの<u>契約書等及びその写し</u>を提出すること。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p><u>(注3) 原本を提出する場合は当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は原本証明書(別記1(ナ))を併せて提出するものとする。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。</u></p> <p>(注4) (略)</p> <p>(ウ) ～ (オ) (略)</p> <p>(カ) <u>需要者等の誓約書</u> (a) ・ (b) (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) 最終需要者の誓約書については、<u>当該誓約書原本及び写しを各1通</u>提出してください。内容確認後、<u>原本は返却します。</u></p> <p><u>(注4) なお、別記1(ナ)の証明書を併せて提出する場合には、原本を提出せずに写しのみの提出をもってこれに代えることができます。</u></p> <p>(注5) (略)</p> <p>(キ) ～ (シ) (略)</p> <p>(ス) 化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する<u>証明書の原本</u></p>
---	--

<p>化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する証明書について、以下に従って添付すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(セ) <u>輸入者の誓約書の写し</u></p> <p>様式2に以下の追加的誓約事項を加えたものを添付すること。</p> <p>「輸送時において、イラン、イラク及び北朝鮮のサービス又は施設を使用しない。」</p> <p>(ソ)～(ハ) (略)</p> <p>別記2 誓約書の記載要領</p> <p>1. 最終需要者が確定している場合</p> <p>① 輸出する貨物が化学兵器禁止条約により規制されるもの以外</p> <p>(イ)～(ワ) (略)</p> <p>(カ) <u>署名者は、経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」(別記3-1)について説明を受け、理解した上で、署名者自身が該当欄に手書きでチェック <input checked="" type="checkbox"/> すること。</u></p> <p>(ヨ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 最終需要者の誓約書については、<u>当該誓約書の写し及び別記1 (ナ)の原本証明書を各1通提出してください。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(注3)～(注6) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>別記3-1～別記5 (略)</p>	<p>化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する証明書について、以下に従って添付すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(セ) <u>輸入者の誓約書</u></p> <p>様式2に以下の追加的誓約事項を加えたものを添付すること。</p> <p>「輸送時において、イラン、イラク及び北朝鮮のサービス又は施設を使用しない。」</p> <p>(ソ)～(ハ) (略)</p> <p>別記2 誓約書の記載要領</p> <p>1. 最終需要者が確定している場合</p> <p>① 輸出する貨物が化学兵器禁止条約により規制されるもの以外</p> <p>(イ)～(ワ) (略)</p> <p>(カ) <u>経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」(別記3-1)について説明を受け、理解した上で、<u>該当欄にチェック <input checked="" type="checkbox"/> すること。</u></u></p> <p>(ヨ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 最終需要者の誓約書については、<u>当該誓約書原本及び写しを各1通提出してください。内容確認後、原本は返却します。</u></p> <p><u>(注3) なお、別記1 (ナ)の証明書を併せて提出する場合には、原本を提出せずに写しのみ提出をもってこれに代えることができます。</u></p> <p>(注4)～(注7) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>別記3-1～別記5 (略)</p>
--	---

様式 1

輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書

輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請の内容について、以下のとおり補足説明をいたします。

申請日	年	*許可証番号	
	月 日		
1. 申請者 (氏名又は名称及び代表者の氏名) (住所)	担当者氏名		
	所属部署		
	電話番号		
	メールアドレス		
	チェックリスト受理番号		
(略)			

様式 2～様式 1 2 (略)

様式 1 3

郵送による許可申請書類等の送り状

経済産業大臣 殿

年 月 日

下記の許可申請書類等を別添のとおり提出します。

申請者

名 称 _____

住 所 _____

[案件○]

1・2 (略)

3 連絡先 (法人名、部署名、担当者名、電話番号、メールアドレス)

様式 1

輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書

輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請の内容について、以下のとおり補足説明をいたします。

申請日	年	*許可証番号	
	月 日		
1. 申請者 (氏名又は名称及び代表者の氏名) (住所)	担当者氏名		
	所属部署		
	電話番号		
	FAX番号		
	チェックリスト受理番号		
(略)			

様式 2～様式 1 2 (略)

様式 1 3

郵送による許可申請書類等の送り状

経済産業大臣 殿

年 月 日

下記の許可申請書類等を別添のとおり提出します。

申請者

名 称 _____

住 所 _____

[案件○]

1・2 (略)

3 連絡先 (法人名、部署名、担当者名、電話番号、FAX番号)

様式 14

年 月 日

需要者等が事前同意を得ずに再輸出・再販売等をしたことを把握したときの報告・情報提供について

安全保障貿易審査課あて

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所

需要者等が誓約したにも関わらず事前同意なく貨物等を再輸出・再販売等をしたことを知ったので、知り得た範囲で、以下のとおり報告・情報提供をします。

1. 輸出者名、担当者名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）

2. ～9.（略）

※1・※2（略）

様式 15（略）

様式 16

年 月 日

据付報告書（設置状況報告書）

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所

様式 14

年 月 日

需要者等が事前同意を得ずに再輸出・再販売等をしたことを把握したときの報告・情報提供について

安全保障貿易審査課あて

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所

需要者等が誓約したにも関わらず事前同意なく貨物等を再輸出・再販売等をしたことを知ったので、知り得た範囲で、以下のとおり報告・情報提供をします。

1. 輸出者名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）

2. ～9.（略）

※1・※2（略）

様式 15（略）

様式 16

年 月 日

据付報告書（設置状況報告書）

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所

<p>(略)</p> <p>担当者 (所属部署名) <u>氏名</u> <u>電話番号</u> (内線) <u>メールアドレス</u></p> <p>様式 17・様式 18 (略) 様式 19</p> <p>再輸出・再販売等に関する事前同意相談書 (その 1)</p> <p>安全保障貿易審査課あて</p> <p>相談日 年 月 日 事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]</p> <p>相談者 (氏名又は名称及び相談者の氏名) (住所) 担当者 (所属部署名) (氏名) (電話番号) 内線 (メールアドレス)</p> <p>(略)</p> <p>様式 20 提供技術により製造した製品 (輸出貿易管理令別表第 1 の 2 から 4 までの項又は 15 の項に該当するものに限る。) の輸出・販売に関する事前同意相談書 (その 1)</p> <p>安全保障貿易審査課あて</p> <p>相談日 年 月 日 事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]</p> <p>相談者 (氏名又は名称及び相談者の氏名) (住所) 担当者 (所属部署名)</p>	<p>担当者 (所属部署名) <u>氏名</u> <u>電話番号</u> (内線) <u>F A X 番号</u></p> <p>(略)</p> <p>様式 17・様式 18 (略) 様式 19</p> <p>再輸出・再販売等に関する事前同意相談書 (その 1)</p> <p>安全保障貿易審査課あて</p> <p>相談日 年 月 日 事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]</p> <p>相談者 (氏名又は名称及び相談者の氏名) (住所) 担当者 (所属部署名) (氏名) (電話番号) 内線 (F A X 番号)</p> <p>(略)</p> <p>様式 20 提供技術により製造した製品 (輸出貿易管理令別表第 1 の 2 から 4 までの項又は 15 の項に該当するものに限る。) の輸出・販売に関する事前同意相談書 (その 1)</p> <p>安全保障貿易審査課あて</p> <p>相談日 年 月 日 事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]</p> <p>相談者 (氏名又は名称及び相談者の氏名) (住所) 担当者 (所属部署名)</p>
--	--

<p>(氏名) (電話番号) 内線 (メールアドレス)</p> <p>(略)</p> <p>様式 2 1 ・ 様式 2 2 (略) 様式 2 3</p> <p>誓約書の変更に関する事前同意相談書 (その 1)</p> <p>安全保障貿易審査課あて</p> <p>相談日 年 月 日 事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]</p> <p>相談者 (氏名又は名称及び相談者の氏名) (住所) 担当者 (所属部署名) (氏名) (電話番号) 内線 (メールアドレス)</p> <p>(略)</p>	<p>(氏名) (電話番号) 内線 (FAX番号)</p> <p>(略)</p> <p>様式 2 1 ・ 様式 2 2 (略) 様式 2 3</p> <p>誓約書の変更に関する事前同意相談書 (その 1)</p> <p>安全保障貿易審査課あて</p> <p>相談日 年 月 日 事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]</p> <p>相談者 (氏名又は名称及び相談者の氏名) (住所) 担当者 (所属部署名) (氏名) (電話番号) 内線 (FAX番号)</p> <p>(略)</p>
---	---

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第24号）

改 正 案				現 行			
1～3（略）				1～3（略）			
4 申請手続き				4 申請手続き			
(1)（略）				(1)（略）			
(2) 申請に必要な書類				(2) 申請に必要な書類			
1) 核兵器等				1) 核兵器等			
① 貨物の輸出等について				① 貨物の輸出等について			
A 1. の(4)の1)①又は(5)①に該当する申請の場合((6)を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く)				A 1. の(4)の1)①又は(5)①に該当する申請の場合((6)を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く)			
	申請書・添付書類	通数	記載要領		申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)				(略)			
ウ	<u>契約書等の写し及び原本証明書（書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書をいう。以下同じ。）</u> (取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。(例えば注文書等))	各1通	提出書類通達の別記1(イ)及び(ナ)に従うこと。	ウ	<u>契約書等</u> (取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。(例えば注文書等))	1通	提出書類通達の別記1(イ)に従うこと。
(略)				(略)			
コ	<u>(削る)</u>			コ	<u>ウの書類の写しを提出する場合には、当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書</u> (ただし、ウの書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出すること。この場合、当該原本に	1通	提出書類通達の別記1(ナ)に従うこと。

B (略)			
② 技術の提供を目的とする取引について			
A 1. の (4) の 1) ②又は (5) ②に該当する申請の場合 ((6) を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く)			
	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)			
オ	取引の事実を証する書類の写し及び 原本証明書 (契約書、オーダーシート等)	各 1 通	提出書類通達の 別記 1 (イ) 及 び (ナ) に従う こと。
(略)			
サ	(削る)		
B (略)			
③・④ (略)			
2) 通常兵器			
① 貨物の輸出等について			
A 1. の (4) の 2) ①に該当する申請の場合			
	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)			
ウ	契約書等の写し及び原本証明書 (取引の内容を確認することができ	各 1 通	提出書類通達の 別記 1 (イ) 及

			については、内容確認の後返却する。)
B (略)			
② 技術の提供を目的とする取引について			
A 1. の (4) の 1) ②又は (5) ②に該当する申請の場合 ((6) を確認の上、「明らかなき」と判断された場合は除く)			
	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)			
オ	取引の事実を証する書類 (契約書、オーダーシート等)	1 通	提出書類通達の 別記 1 (イ) に 従うこと。
(略)			
サ	オの書類の写しを提出する場合には、当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書 (ただし、オの書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出すること。この場合、当該原本については、内容確認の後返却する。)	1 通	提出書類通達の 別記 1 (ナ) に 従うこと。
B (略)			
③・④ (略)			
2) 通常兵器			
① 貨物の輸出等について			
A 1. の (4) の 2) ①に該当する申請の場合			
	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)			
ウ	契約書等 (取引の内容を確認することができ	1 通	提出書類通達の 別記 1 (イ) に

	る書類をもって契約書に代えることができる。(例えば注文書等))		<u>び(ナ)に従うこと。</u>
(略)			
ケ	<u>(削る)</u>		

B (略)

② 技術の提供を目的とする取引について

A 1. の(4)の2)②に該当する申請の場合

	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)			
オ	<u>取引の事実を証する書類の写し及び 原本証明書</u> (契約書、オーダーシート等)	<u>各1通</u>	提出書類通達の別記1(イ)及び <u>(ナ)に従うこと。</u>
(略)			
コ	<u>(削る)</u>		

B (略)

	る書類をもって契約書に代えることができる。(例えば注文書等))		従うこと。
(略)			
ケ	<u>ウの書類の写しを提出する場合には、当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書</u> (ただし、 <u>ウの書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出すること。この場合、当該原本については、内容確認の後返却する。</u>)	<u>1通</u>	<u>提出書類通達の別記1(ナ)に従うこと。</u>

B (略)

② 技術の提供を目的とする取引について

A 1. の(4)の2)②に該当する申請の場合

	申請書・添付書類	通数	記載要領
(略)			
オ	<u>取引の事実を証する書類</u> (契約書、オーダーシート等)	<u>1通</u>	提出書類通達の別記1(イ)に従うこと。
(略)			
コ	<u>オの書類の写しを提出する場合には、当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書</u> (ただし、 <u>オの書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出すること。この場合、当該原本については、内容確認の後返却する。</u>)	<u>1通</u>	<u>提出書類通達の別記1(ナ)に従うこと。</u>

B (略)

③・④（略）

(3) 上記(2)の規定にかかわらず、令和4年7月1日以降は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等(以下「電子申請」という。)により行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易審査課が認める場合は、この限りでない。

③・④（略）

(新設)

「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成 4 年 1 月 2 日付け 4 貿局第 492 号）

改 正 案	現 行
<p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (1) ～ (6) (略) <u>(7) 上記 (2) から (4) までの規定にかかわらず、令和 4 年 7 月 1 日以降は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成 12 年 3 月 31 日付け輸出注意事項 12 第 15 号・輸入注意事項 12 第 8 号) に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等 (以下「電子申請」という。) により行わなければならない (電子申請に対応していない手続を除く。) ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易審査課が認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (1) ～ (6) (略) (新設)</p>